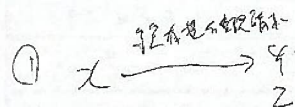
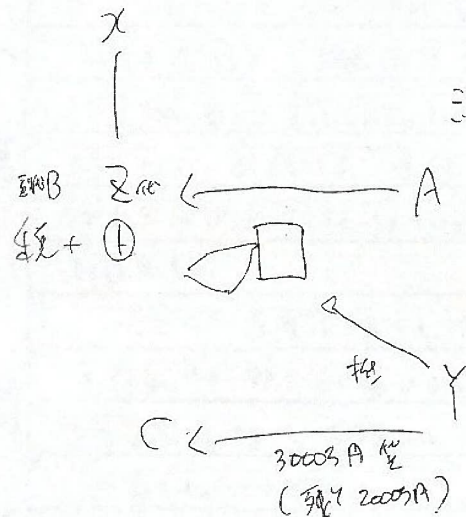
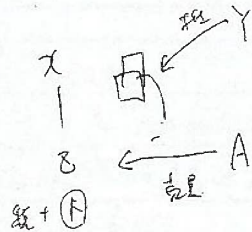


8/31 林先生 128 民 128 128



① 圆有关的常见模型

(1291)

→ 40-1 5-22 21 4-3+1

反對者對之

4 被告 乙乙 乙乙 乙乙

送 ← 陈伯作属移入朝九时拜表
王叔文近自白会合 (到24日起12时)
共24日公在

② 破産者の利益あるか

三つ ← (1) 対象選択
(2) 対象と関係の述べ
(3) 即時融注

十 系統的事務?
十 由代表者誰能作代辦人及金額。

464-1. 2件

問31 好請本在目的

、口型及舌的发音位置

、 本社の子展の批判所

、 雜管車室 X (13)

1. 2月25日 X (25)

① $\Sigma 12 \times n$ — 是 EBS. 证明力 证明?
114-1

② 1170 日 5 日 既判 1 日 4 日 2 日 3 日

1 = 0 至 1 的范围内
2 = 1 至 2 的范围内

③ 化學式で示す物質の性質を、性質と示す。

① 管理权分配和条件上不同的行使

② 2A6公.907 主體 505 寸

久松義典の政治小説の存在を明らかにする

是說以果仁的淨重に好子點を算するに於て

$$2200 \frac{\text{kg}}{\text{m}^3} + \downarrow 2200 \frac{\text{kg}}{\text{m}^3} \times 0.0001$$
[illegible]

对外白勺1-2. 猪木也。

12.2.25 | 日曜日 2月25日

01/07/23 (120.7.11)

① 厚さの2倍程の保冷材の必要性

② 反射系数 ρ 与损耗系数 α 的关系为 $\rho = \frac{1 - e^{-\alpha L}}{1 + e^{-\alpha L}}$

④ 管理又分權 2-22008. $\rightarrow$ (海峽兩岸的互信是互不信任) 造成台方的不信任感

⑤ 大陸的上海 $\frac{2}{3}$ 的產量 售與 45 小時 2 元。他者全在 被 2 元 100 萬。 (1872000)

根A
 $\begin{array}{c} \swarrow \searrow \\ X \quad Y \quad B \end{array}$
 $\swarrow \searrow$
 100% 100% X

① 序言及设计目的

★ 是合个什么以的？ → 不在它里面在？ → 到它的身体生性
★ 判判来的要力？ → 同是国以的力不（说及不？）

解 料を R に大け料 1000 (A) 公知 1000 料 (1) 保時 1000 料

松林 寸竹 松林 人 云 横 目 2 重 红
 文 果 批 件 前 程 记 1 月 到 时

作一國 (二) - 先行, 可也

共有 $\rightarrow$ 共有分
共有 $\rightarrow$ X
共有 $\rightarrow$ 共有分
共有 $\rightarrow$ 共有分

[illegible][illegible]

（第 問）

第1 設問1.

1. 主件 X の構成成員が原告とし、これを被告とする主件不動産の所有権移転請求訴訟を提起する場合、主件訴訟は固有の必要共同訴訟（民事訴訟法（以下略）40条1項）であり、原則として、原告は全部原告として訴を提起する。

2. 固有の必要共同訴訟では、訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのち確定判決を求め、この場合、1人で足りず、訴訟請求を全員の訴として行う。固有の必要共同訴訟であり、合一性の必要性から、原告に5人判断する。具体的には、① 管理処分権が実体上共同的に行使されるか ② 訴訟の目的が共通であるかを判断する。

2人とも民事訴訟法、実体法上の法律関係の存在を判断する処分権が共通であるか。実体法上の管理処分権が1人管理権を主張し、具体的事案に於いて負担が必要である。

3. 主件では、~~当該~~ 当該不動産が 3人中を有する団体であるXに、所有権があることは、Xの構成成員の所有である。したがって、管理処分権が実体上共同的に行使されることである①。また、固有の必要共同訴訟であるとして、Xの構成成員は、1個人に訴を提起して、被告はこれに反対し、訴を提起するが、訴訟請求は、~~被告~~ 被告に不利である。したがって、裁判所の可能性から、原告に2人裁判

（第 問）

2人、訴訟の資料も同一であり、この規定に基づき、訴訟上の意見から、固有の必要共同訴訟であることが適当である。

4. したがって、合一性の必要性から、固有の必要共同訴訟であり、原告は全部原告として訴を提起する。

5. 構成成員の中に訴訟の提起に反対する者がいた場合、Xと原告に被告として訴を提起するが、この場合、2人、構成成員全員が訴訟に参加することを、原告の能力も及ぶことから、~~原告~~ 不利なことはない。

6. 訴訟係属後に新たな構成成員が加入した場合、原告は~~原告~~ 主件不動産を~~原告~~ 手元にあることになり、原告はこれに反対し、訴訟に参加させなければならない。したがって、このように、原告は2人である。

Bに共同原告となる、原告1人のT訴訟の目的の一部は、自己の権利であることと主張する者、に反対する、原告は訴訟参加を申し出て、2人原告とする。

Bに共同原告となる場合、原告5人5人に、5人原告となることと、訴訟参加を申し出て、2人原告とする。

第2 設問2

1- 主件は、事実上、Xの解任決議が無効であることと、Xの地位に上る者の否認の訴を提起すること。したがって、上記訴に否認の利益があるから、原告は2人である。

2. さらに、否認の訴では、権利関係の存在を認め

（第 問

[illegible]

又、 z_1, z_2 互素の解は無限に多く存在する。
 故、解範囲を限定したい。① 3 次互素性
 の適否、② 対象選材の適否、③ 即時解答の
 可否に於て、互素の判定は必要と判断した。

[illegible]

13 後者の研究から、 $2\pi\pi$ 、 $2\pi\pi$ 、 $2\pi\pi$ の全同粒子場合、
14 核相関はほとんどゼロ、その地位は重要視され
15 ない。多粒子系では、 $2\pi\pi$ 、 $2\pi\pi$ 、 $2\pi\pi$ の場合 (1)。

また、Ball という区の解件事由が、 μ は付くは、陽性決断
は無効となり、 γ が付くは、 Σ は完全な事象である。既に
 μ の存在状態に定めた新及の区性決定は無効と
なる。そこで、 Σ の解件事由 μ は無効とし、 Σ の
完全的地位にあるもの付。対象を区性 μ に適合する(2)。

55に、現在 事件不動産登記はBに於、事件債権
はAが持主 - Bに移~~る~~にしようとする。Bは事件所有権
を喪失するため、即時強迫の利率が支払われる(3)。

3

（第 問）

4. 又、これ、訴訟代理人の代理権の存否の争ひであるが、訴訟上争ひについて不適用とされては、~~争ひ~~争ひの事柄である。上記争ひの反駁が不適用とされたと考へた。

~~この~~ 破産にその訴訟は、本案の前提となる判決と同等である
 の事項である。ゆえに上記判例は、訴訟代理人に代理権が
 付与され、訴訟を適法に進行するものとして、報告を付する
 べきである。このため、代理権の存在にその判断を求めたところ
 である。本案では、上記の通り、その解任請求は有効である
 と B は主張している。B の請求自体は認められず
 という原告の主張は、その主張の地位にあることは明らか
 である。その結果として、争点を争う必要はない。解決
 したことは、上記判例の事実と異なる。

5. 1964年12月の事件について、上記のとおり、この請求は
15 「関連する請求を自己の請求」とする。また、これは「02選弁
16 論」の各稿に「主として」に「反訴請求」する。さらに「争議の
17 係属が裁判所に」反訴を付した。とある。

如之、封解には事属管掌に属す如乙は也(同)

6. ± 2 . Σ の上記反例は、 Σ の $a^4 b^4$ を $a^{-1} b^5$ とする。

22 第3. 疑問 3

7. ① $1-2u^2$.

4

重要: 1. 社会性 2. 社会性 3. 社会性 4. 社会性 5. 社会性 6. 社会性 7. 社会性 8. 社会性 9. 社会性 10. 社会性 11. 社会性 12. 社会性 13. 社会性 14. 社会性 15. 社会性 16. 社会性 17. 社会性 18. 社会性 19. 社会性 20. 社会性 21. 社会性 22. 社会性 23. 社会性 24. 社会性 25. 社会性 26. 社会性 27. 社会性 28. 社会性 29. 社会性 30. 社会性 31. 社会性 32. 社会性 33. 社会性 34. 社会性 35. 社会性 36. 社会性 37. 社会性 38. 社会性 39. 社会性 40. 社会性 41. 社会性 42. 社会性 43. 社会性 44. 社会性 45. 社会性 46. 社会性 47. 社会性 48. 社会性 49. 社会性 50. 社会性 51. 社会性 52. 社会性 53. 社会性 54. 社会性 55. 社会性 56. 社会性 57. 社会性 58. 社会性 59. 社会性 60. 社会性 61. 社会性 62. 社会性 63. 社会性 64. 社会性 65. 社会性 66. 社会性 67. 社会性 68. 社会性 69. 社会性 70. 社会性 71. 社会性 72. 社会性 73. 社会性 74. 社会性 75. 社会性 76. 社会性 77. 社会性 78. 社会性 79. 社会性 80. 社会性 81. 社会性 82. 社会性 83. 社会性 84. 社会性 85. 社会性 86. 社会性 87. 社会性 88. 社会性 89. 社会性 90. 社会性 91. 社会性 92. 社会性 93. 社会性 94. 社会性 95. 社会性 96. 社会性 97. 社会性 98. 社会性 99. 社会性 100. 社会性

(第 問)

- 1 (1) 既判力とは、前訴判決に對する争訟内容が後訴に及ぼす
2 拘束力である。既判権は、前訴判決の回過と争訟保証
3 の自己責任である。是れより、裁判所は前訴判決を前提
4 とし、新訴判決を形成して争訟を、当事者も既判力に服する
5 効率防止の法を提出することとなる。作用場好場面と
6 しては、訴訟の範囲同一、先行、争訟保証である。
7
8 (2) 上記のように既判力は、争訟保証を自己責任で進行
9 したことに對し自己責任を認める訴訟である。
10 上記は、裁判所の裁量に對し争訟保証は、訴訟
11 範囲を通じて争訟保証を進行した構成成員全員に
12 及ぶことである。
13
14 (3) ~~争訟保証~~ 上記判例は、訴訟同一性場面で訴訟を
15 進行した構成成員が後訴を請求した場合の判決である。
16 争訟保証は、訴訟同一性場面で、争訟保証の1人が被告
17 である場合、對立関係に對して争訟保証。上記判例の争訟保証
18 範囲外であることが争訟保証である。
19
20 (4) 争訟保証を進行して争訟保証は、原告、
21 被告と争訟保証の自己責任を認めることである。
22 また、争訟保証は回過である争訟保証。上記判例の争訟保証を
23 用いることが争訟保証である。
- (5) したがって、争訟保証に對し争訟保証争訟保証争訟保証
2. ③に對して。

(第 問)

- 1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23